

令和7年度内部統制制度評価支援業務に係る事業者選定審査基準

1 審査方法

本件の審査は、内部統制制度評価支援業務企画提案書作成要領に基づき提案された企画提案書及び見積書等（以下「案件」という。）について、庁内メンバーで構成するプロポーザル方式による委託業務事業者選定審査委員会（以下「委員会」という。）において審査する。審査に当たっては、事業者によるプレゼンテーションを実施する。

2 審査項目及び配点

審査は、事業者の信頼性、提案内容及びコストの視点から、以下の表に基づき実施する。

【審査項目・配点表】

審査項目		審査基準	配点
提案内容	①業務実施方針・コンセプト	国及び義務化団体の動向や本業務の目的を理解し、本業務を履行するにふさわしい実施方針・コンセプトであること。	15点
	②提案内容の具体性・実現性	本業務の実施内容や実施方法が具体的に示され、職員等への負荷が軽減され、実現性が高いものであること。	20点
	③提案内容の専門性・充実性	本業務の実施内容について、専門性が高く、充実していること。	20点
	④提案内容の独自性・有効性	提案内容について、独自の工夫や効果的な提案があること。	15点
事業者の信頼性	⑤業務実績等	事業者の経営実績や過去における民間企業・地方公共団体への同種・類似業務の実績が豊富であり十分な成果が期待できること。	10点
	⑥業務実施体制	内部統制制度に精通した者が配置され、業務実施体制が確保されるとともに進捗管理も適切に行われていること。	10点
コスト	⑦見積金額	案件中の最低見積金額と各案件の見積金額により算出すること。	10点
合計			100点

3 選定方法

- (1) 委員会の構成員（以下「委員等」という。）は、事業者ごとに案件の審査を行い、⑦を除く各審査項目について評価し、委員等ごとに点数を算出する。⑦の審査項目の点数は事務局が算出する。
- (2) 算出した委員等の点数の合計（以下「総合計点数」という。）が最も高い案件を最も優秀な企画提案書等として選定する。ただし、総合計点数が満点の6割に満たない案件や、①から⑦の各審査項目において、出席委員等の半数以上から最低ランクと評価された案件については、選定の対象外とすることがある。
- (3) 総合計点数が同点となった場合は、②の審査項目、③の審査項目の順に委員等の評価点の合計点数が高い案件から順位づけを行い、これによっても同順位の案件がある場合は、委員等の択一投票により、当該同順位の案件の順位を決定する。ただし、択一投票の結果が同数となった場合は委員長が決する。